

## 九州整備局 分取造林契約 新規契約箇所一覧（平成22年度）

整理 番号	分取造林契約地の所在市町村 (合併前の市町村) *注1	契約面積 (ha)	選定 基準*注2	重点化 基準*注3	B/C*注4	備考（重点化基準の具体的内容）
1	熊本県球磨郡球磨村	11	イ	①②	3.50	(①球磨川流域 ②荒瀬ダム)
2	熊本県球磨郡多良木町	12	ア	①②	3.59	(①大淀川流域 ②綾南ダム)
3	熊本県球磨郡相良村	9	イ	①②	3.51	(①球磨川流域 ②荒瀬ダム)
4	熊本県葦北郡芦北町	6	イ	①②	3.50	(①球磨川流域 ②向原水道組合)
5	大分県玖珠郡玖珠町	10	ア	①	2.93	(筑後川流域)
6	大分県佐伯市（南海部郡本匠村）	10	ア	①	2.96	(番匠川流域)
7	鹿児島県志布志市（曾於郡志布志町）	6	ア	①②	3.41	(①肝属川～宮崎県境流域 ②串間市浄水場)
8	鹿児島県肝属郡錦江町（肝属郡大根占町）	14	ア	②	3.74	(大根占簡易水道)

注1 平成11年4月1日以降の市町村合併を対象。

注2 選定基準は次のとおり。

ア：無立木地 イ：散生地 ウ：粗悪林相地

注3 重点化基準は次のとおり。備考欄に重点化基準の具体的内容を記載。

①：2以上の都府県にわたる流域または1級水系を含む流域

②：ダム、簡易水道を含む水道施設等の上流等

注4 「B/C」：便益(B)を費用(C)で除算した値。林野公共事業の採択基準は、 $B/C \geq 1.00$ 。

注5 「併括管理」：契約面積が5ha未満の箇所において、複数の団地を一括して管理することをいう。